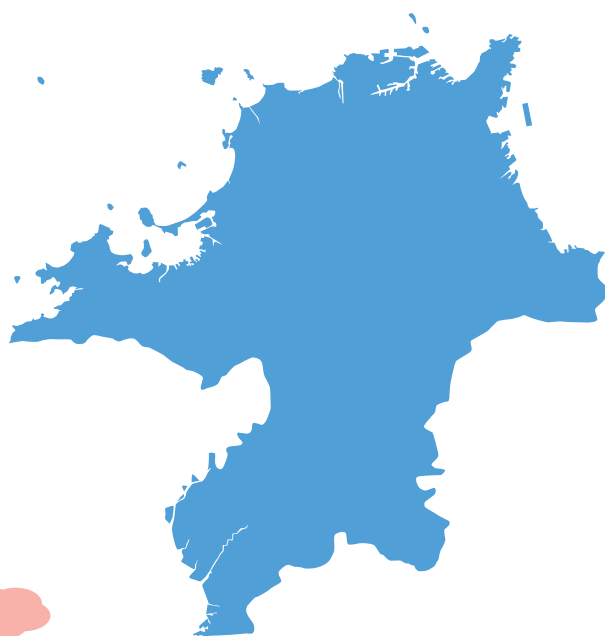






目 次

第1章 計画の目的と位置づけ 2

1. 計画の目的 2
2. 計画の位置づけ 3
3. 計画期間 5
4. 計画の構成 6

第2章 目指すべき住生活のすがたと目標 8

1. 住まい・居住環境を取り巻く現状と課題 8
2. 目指すべき住生活のすがた 28
3. 住宅政策において重視する視点 29
4. 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本目標 30
5. 成果指標 32

第3章 目標達成のための施策展開 34

1. 施策の展開 38
2. 公営住宅の供給計画 73

第4章 重点推進プログラム 74

第5章 計画の実現に向けて 86

1. 目指すべき住生活のすがたの実現に向けた役割分担 86
2. 地域類型別の施策展開 91
3. 計画の進捗管理 99

参考資料 100

住宅と居住者のライフステージ別施策体系	100
福岡県住生活基本計画 見直しの経過	102
新福岡県住生活基本計画策定検討委員会委員	103
住生活基本法	105
住生活基本計画(全国計画)	109
高齢者の居住の安定確保に関する法律	120
高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針	136
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	143
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	154
国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	160
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針	161
県内で活動する主な住宅関連の協議会	168
用語解説	171

第1章

計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

平成18(2006)年6月、本格的な少子高齢化、人口・世帯数減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定され、同法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための基本的な計画として、同年9月に住生活基本計画(全国計画)(以下「全国計画」という。)が策定されました。

本県では、全国計画の策定を受け、平成18(2006)年度に、「福岡県住生活基本計画」(以下「県計画」という。)を策定し、住生活の安定の確保及び向上の視点から様々な施策を展開してきました。

その後、高齢者の急速な増加や住まいの環境負荷低減へのニーズの高まりなど、住まいを取り巻く環境の変化に対応すべく、全国計画が平成22(2010)年度及び平成27(2015)年度に見直され、本県も全国計画に即し、県計画の見直しを重ねてきました。

一方、平成29(2017)年7月九州北部豪雨など頻発する自然災害への対応や、令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」への対応など、住まいを取り巻く問題はより複雑化してきています。

また、世界に類を見ない超高齢社会となった我が国において、今後さらに65歳以上の単身世帯の増加が予測されていることから、高齢者の居住の安定確保のため、個々の状況に応じた住まいを確保するだけでなく、介護サービスや生活支援サービスなどと連携した適切な住まい方の選択ができる環境が求められています。

さらに、増加・多様化が進んでいる低額所得者やひとり親世帯など住宅の確保に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の居住の安定確保や近年増加が著しい管理不全な空き家への対応、更新時期を迎える分譲マンションの管理の適正化等が求められています。

このような背景を踏まえて、令和2(2020)年度に全国計画の見直しが行われ、既存住宅中心の施策体系への転換を進め、ライフスタイルに合わせて住み替えが可能となるような住宅循環システムの構築を進めるとともに、住宅政策と福祉政策の一体的対応によるセーフティネット機能の強化や、令和32(2050)年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする脱炭素社会の実現、デジタルトランスフォーメーションの進展への対応、災害時にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上などの考え方を示した新たな全国計画が策定されました。

本県においても、住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、県計画の見直しを行い、県民や民間事業者等の積極的な参画と協働のもとで、県民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、新たな県計画を

住生活

国民生活のうち、住むことに関すること。いわゆる国民生活の三要素である「衣食住」の「住」に係るもので、住宅そのものだけでなく、自然災害に対する安全性やコミュニティの形成など地域における居住環境の形成、交通サービスや福祉サービスなどの居住サービスを含んでいる。

超高齢社会

高齢化率が21%を超える社会。

セーフティネット

万一の時の安全装置のこと。サーカスの綱渡りに張られる安全網に由来する。

デジタルトランスフォーメーション

DX(Digital Transformation)。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

レジリエンス機能

レジリエンスとは、強くてもしなやかな「強靱性」を表した語。本計画におけるレジリエンス機能とは、自然災害による停電時等においても、蓄電や創電により自立的にエネルギーを確保することができる等、災害時にも居住を継続することができる住宅・住宅地の機能のこと。



策定しました。

また、高齢者や住宅確保要配慮者の居住安定確保に向け、これまで県計画の下位計画として個別に策定していた「福岡県高齢者居住安定確保計画」及び「福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を包含し、総合的かつ一体的な計画としました。

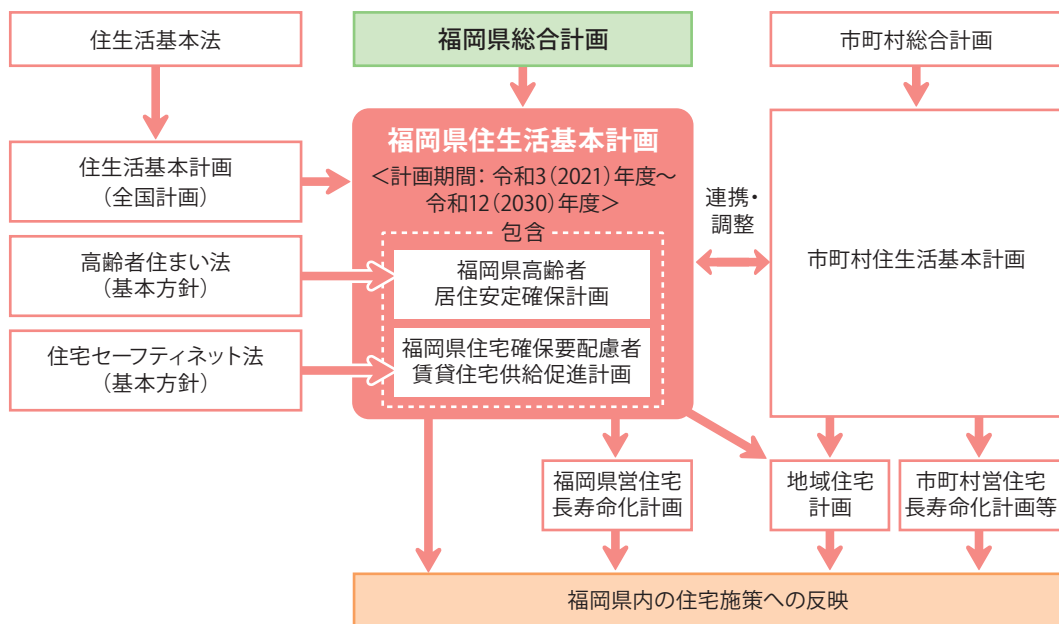
2 計画の位置づけ

県計画は、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画であり、全国計画に即し、福岡県総合計画を上位計画として策定しています。

また、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となるものです。

なお、本計画における、高齢者の居住安定確保に関する部分は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第4条に基づく「都道府県高齢者居住安定確保計画」に該当するものであり、住宅確保要配慮者の居住安定確保に関する部分は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「住宅セーフティネット法」という。)第5条に基づく「都道府県賃貸住宅供給促進計画」に該当するものです。

■計画の位置づけ



住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を必要とする者のこと。

住宅セーフティネット

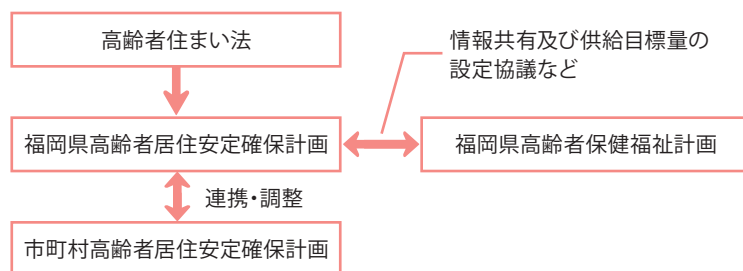
住宅市場の中で自力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。平成29(2017)年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(通称:住宅セーフティネット法)が改正施行された。

＜福岡県高齢者居住安定確保計画について＞

本計画は、高齢者の福祉・介護施策のマスタープランである「福岡県高齢者保健福祉計画」に基づく各種関連施策との整合を図り、高齢者の住宅等の施策に関して、福祉・介護施策と連携した施策を展開するための計画です。

平成28(2016)年8月の高齢者住まい法の改正において、市町村でも高齢者居住安定確保計画を定め、サービス付き高齢者向け住まいの登録基準の強化又は緩和、立地誘導など、市町村による主体的な高齢者にやさしいまちづくりが行えるようになりました。

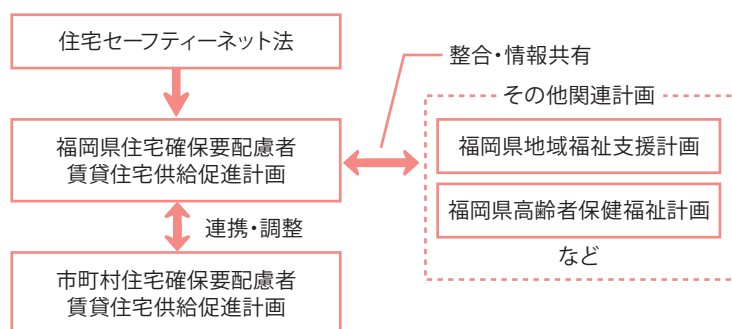
本計画は、高齢者向け住まいの供給状況等について地域別に分析し、特徴や課題を示しており、今後、市町村が計画を策定する際の指針となるよう策定しています。



＜福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画について＞

本計画は、高齢者の居住の安定確保を目的とする「福岡県高齢者居住安定確保計画」、「福岡県地域福祉支援計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画」などのその他関連計画とも整合を図り、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた施策を展開するための計画です。

本計画は、福岡県の地域特性、住宅確保要配慮者を取り巻く状況などから、住宅確保要配慮者の住まいに関する課題を明らかにしており、それぞれの市町村において地域の実情に応じた住宅セーフティネット施策の推進に活用できるよう策定しています。



サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安全確認や生活相談サービスを提供するなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた都道府県や政令指定都市、中核市に登録された住宅。

高齢者向け住まい

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の総称。



3 計画期間

本計画は、『令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間』を計画期間とします。

なお、本計画は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関して基本となる計画であり、長期的な目標を提示する観点から、10年間を計画期間として定めていますが、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況、さらには関連する計画との整合性などから、計画の内容や施策を定期的に分析・評価し、その後の施策展開に反映していくため、おおむね5年程度で見直すこととします。

■計画期間

計画	年度	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31/R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
福岡県 住生活 基本計画	前計画	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度計画														
	本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度計画										▲おおむね5年で見直し予定				
福岡県 高齢者居住 安定確保計画	前計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度計画														
	本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度計画										▲※ ▲おおむね5年で見直し予定				
福岡県住宅 確保要配慮者 賃貸住宅 供給促進計画	前計画	平成31(2019)年度～令和5(2023)年度計画														
	本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度計画										▲※ ▲おおむね5年で見直し予定				

※必要に応じて見直し(高齢者保健福祉計画等との整合を図るため)

4 計画の構成

本計画は、5章で構成されています。

第1章では、計画の目的と位置づけ、計画期間を定めています。

第2章では、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する取組の方向性を明確にするため、計画策定の背景となる住まい・居住環境を取り巻く現状と課題を整理し、本計画で目指すべき住生活のすがたを示しています。また、その実現に向け、住宅政策において重視する視点とそれを踏まえた4つの基本目標、さらに成果指標を設定しています。

第3章では、基本目標を計画的かつ着実に達成するために、施策展開の見取り図、基本目標ごとに具体的な政策目標と取り組む施策、公営住宅の供給目標量を定めています。

第4章では、県民、住宅関連事業者やNPO等の多様な主体と行政との協働により、住生活の安定の確保及び向上の促進に関して重点的に推進すべき施策を「重点推進プログラム」として示しています。

第5章では、目標達成に向けた多様な主体の役割分担、地域類型別の施策展開の方向性、計画の進捗管理を示しています。

NPO (Non-Profit Organization)

この計画中NPOとは、特定非営利活動促進法に基づき設立される法人をいう。政府・自治体や私企業でもない社会的な団体で、営利を目的としない団体。

公営住宅

地方公共団体が建設、買い取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で「公営住宅法」の規定による国の補助によるもの。



計画の目的 と位置づけ	計画の目的		計画の位置づけ				第1章
	計画期間 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間						
目指すべき 住生活の すがたと 目標	住まい・居住環境を取り巻く現状と課題						第2章
	目指すべき住生活のすがた						
	住宅政策において重視する視点						
	視点1 人と住まいの一生に 寄り添う施策展開		視点2 居住ニーズの多様性や 地域特性への対応		視点3 幅広い主体・ 分野との連携		
	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本目標						
	基本目標1 多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実 基本目標2 良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり 基本目標3 地域での豊かな住生活を実感できる魅力的な居住環境づくり 基本目標4 豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化						
	成果指標						
目標達成 のための 施策展開	基本目標1		基本目標2		基本目標3		第3章
	政策目標、 取り組む施策		政策目標、 取り組む施策		政策目標、 取り組む施策		
	高齢者関連 福岡県高齢者居住安定確保計画		住宅セーフティネット関連 福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画				
	公営住宅の供給計画						
重点推進 プログラム	プログラム 1	プログラム 2	プログラム 3	プログラム 4	プログラム 5	プログラム 6	第4章
計画の実現 に向けて	目指すべき住生活のすがたの実現に向けた役割分担						第5章
	地域類型別の施策展開						
	計画の進捗管理						

(4) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保 (福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画)

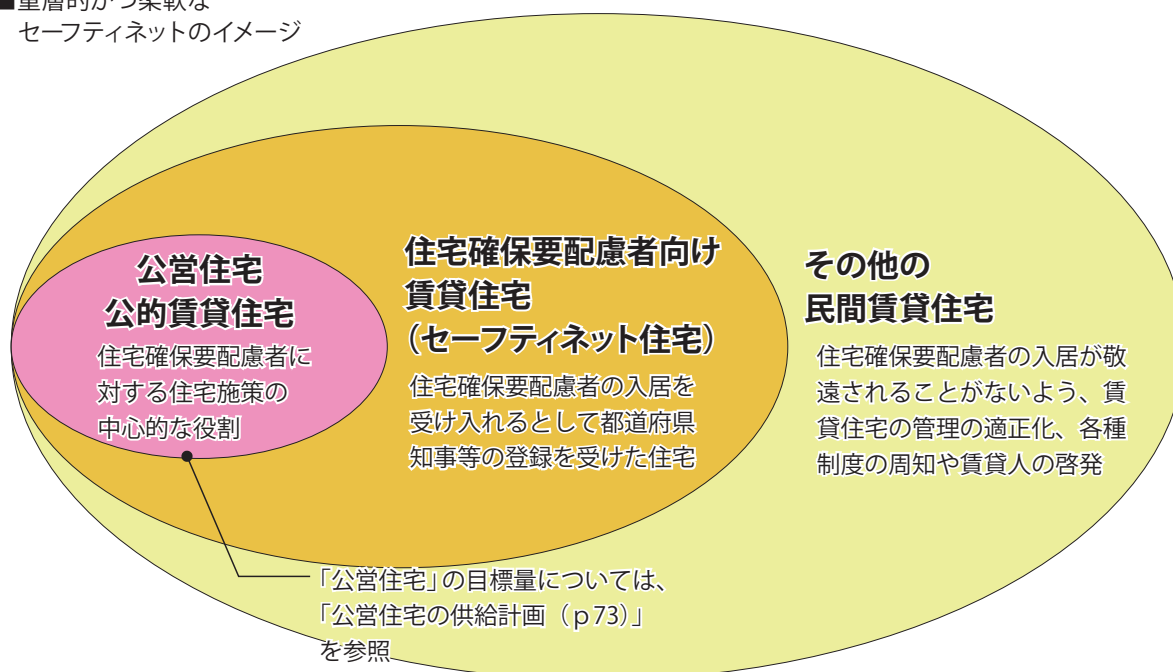
単身の高齢者や障がいのある人、ひとり親世帯等は、市場において自力で適正な水準の住まいを確保しにくい状況があり、こうした住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることは今後も重要です。

このため、住宅セーフティネットの中心的な役割を担う公共賃貸住宅については、低額所得者はもとより、DV(ドメスティック・バイオレンス)・犯罪被害者、離職者や大規模災害の被災者などの住宅確保要配慮者の多様化に対して的確に供給することが必要です。また、大規模な災害後に必要となる住宅の確保は、迅速な対応が求められます。

一方、住宅確保要配慮者の多様化に対応するためには、公共賃貸住宅だけでなく民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟なセーフティネットの充実も重要となります。

本節は、これらの課題に対応するため、多様な事業主体がそれぞれの役割を担い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図るための計画を示すもので、住宅セーフティネット法に基づく「福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」として位置づけるものです。

■重層的かつ柔軟な セーフティネットのイメージ





住宅確保要配慮者の範囲

本計画で対象とする「住宅確保要配慮者」は、貸主の選択の幅を広げるとともに、借主の多様なニーズに応えるため、住宅セーフティネット法及び同法施行規則に定められる者に加え、同規則第3条第11号の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者としてします。

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設等退所者
- ・LGBT*（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者

低額所得者／被災者（発災後3年以内）／高齢者／障がいのある人／
子ども（高校生相当以下）を養育している者

住宅セーフティネット法施行規則で定める住宅確保要配慮者

外国人／中国残留邦人／児童虐待を受けた者／ハンセン病療養所入所者／DV被害者／
北朝鮮拉致被害者／犯罪被害者等／更生保護対象者／生活困窮者／
東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者

※本計画において、性的少数者の総称として便宜的に「LGBT」を使用します。

DV被害者

配偶者（事実婚及び離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む）から、身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた被害者。

生活困窮者

「生活困窮者自立支援法」第3条に定められる、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

基本目標 1 多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実

供給目標

住宅確保要配慮者が円滑に入居できる住まいの供給目標を以下のとおり設定します。

①公営住宅の供給目標

・公営住宅の供給目標(空き家募集、新設及び建替え等の戸数の合計)は、本章の「2. 公営住宅の供給計画」のとおり、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間で52,000戸を目指します。

	目標 (令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間)
公営住宅	52,000戸

②セーフティネット住宅の供給目標

・住宅セーフティネット法第8条に基づくセーフティネット住宅は、令和12(2030)年度までに37,800戸(累計)の登録を目指します。

	目標 (令和12(2030)年度までの累計登録数)
セーフティネット住宅 (民間賃貸住宅)	37,800戸

※戸建住宅は1棟を1戸、共同居住型は1部屋を1戸と換算



取り組む施策

①住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進と適正管理

- 1) 公営住宅の適切な供給と適正管理
 - ・公営住宅については、老朽化した住宅の建替えやストックの長寿命化を図り、多様化する住宅確保要配慮者の状況、地域の住宅事情、今後の人口・世帯数の動向なども踏まえ、適切な整備・改善を進めます。あわせて、高齢者や障がいのある人、子育て世帯が安心して住み続けられるように、居住環境に配慮した公営住宅の整備・改善を図ります。
 - ・公営住宅では、多様化する住宅確保要配慮者が入居できるよう、ポイント方式入居者募集等の適切な運用に取り組みます。
 - ・管理業務の効率化ときめ細かなサービスの提供を図るため、今後も適正管理について検討します。
- 2) 地域優良賃貸住宅の適切な管理
 - ・高齢者世帯、障がいのある人がいる世帯、子育て世帯など、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向け地域優良賃貸住宅(一般型・高齢者型)の適正な管理を促進します。
- 3) 住宅供給公社や都市再生機構等の賃貸住宅との連携
 - ・県、市町村、住宅供給公社や都市再生機構が連携した住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
 - ・福岡県住宅供給公社の賃貸住宅ストックを活用し、高齢者居宅生活支援施設等の整備を促進します。
 - ・地域医療福祉拠点化に取り組んでいる団地を中心に、医療・福祉施設等の充実や、多様な世代に対応した居住環境の整備を促進します。
 - ・公的賃貸住宅団地においては、建替え等にあわせて、団地及び周辺の高齢者世帯・子育て世帯等の生活利便性を向上させる子育て支援施設、福祉施設、生活利便施設などの導入を促進します。
- 4) 大規模災害後の被災者住宅確保の支援
 - ・大規模災害後の復旧・復興過程において、被災者のために必要となる応急仮設住宅や民間借上げ住宅、公共賃貸住宅などについては、住宅セーフティネットの観点から迅速な確保を行います。

ポイント方式入居者募集

公営住宅の入居者募集において、住宅の困窮度合いを点数化し、点数の高い方から入居していく方式。



②住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の確保と適正管理の促進

1) セーフティネット住宅の普及に向けた取組の推進

- ・市町村や不動産関係団体等を通じて、民間賃貸住宅の貸主に対して、登録制度の内容やメリット（国等による補助、（独法）住宅金融支援機構によるセーフティネット住宅の改修への融資等）などに関する広報活動を実施し、登録制度への理解と登録の促進を図ります。
- ・セーフティネット住宅については、専用の検索・閲覧・申請サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に加え、市町村等が実施する住宅相談や、入居あっせん等を通じて、入居を希望する住宅確保要配慮者に情報提供します。
- ・空き家対策の実施主体である市町村が、空き家バンク等の情報を活用し、空き家所有者等に対して登録制度を有効活用するよう働きかけを行う上で、必要な情報提供及び支援を実施します。

2) セーフティネット住宅の登録基準の強化・緩和

- ・県内の空き家等を最大限有効活用するとともに、住宅確保要配慮者の多様なニーズに応えるため、住宅セーフティネット法施行規則第15条に基づき、既存住宅の場合の登録に係る規模の基準を次ページのとおり緩和します。
- ・市町村は住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定することにより、地域の民間賃貸住宅ストックの状況等を踏まえ、登録基準を強化及び緩和することができることから、実情に応じた登録基準となるよう、市町村に対して必要な情報提供等を行います。

（独法）住宅金融支援機構

民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するほか、災害復興住宅融資、密集市街地における建替融資、子育て世帯向け・高齢者世帯向け賃貸住宅融資など、政策上重要で民間金融機関では対応が困難なものについて融資を行う独立行政法人。

セーフティネット住宅情報提供システム

全国の登録住宅の検索・閲覧・申請を行うことができる専用のホームページ。



■セーフティネット住宅の規模の基準

タイプ	国の登録基準	【県の緩和部分】 平成17(2005)年度 以前に着工した物件
一般住宅	25㎡以上	18㎡以上
台所、収納設備及び浴室(又はシャワー室)が 共用である一般住宅	18㎡以上	13㎡以上
共同居住型賃貸住宅※(シェアハウス)	専用居室面積:9㎡以上 住宅全体の面積:15㎡×A +10㎡以上	専用居室面積:7㎡以上 住宅全体の面積:13㎡×A +10㎡以上
ひとり親世帯向け 共同居住型賃貸住宅	専用居室面積:12㎡以上 住宅全体の面積:15㎡×B+22㎡×C+10㎡以上	

※共同居住型賃貸住宅:居間、食堂、台所、浴室(又はシャワー室)、洗面設備、便所、洗濯場、玄関等が共同利用の住宅

※Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数、Bはひとり親世帯を除く入居可能者数、Cはひとり親世帯の入居可能世帯数であり、B及びCの合計を2以上とする。

3)登録事業者に対する指導監督

- ・セーフティネット住宅の適切な管理を促進するため、「大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック」(国土交通省)等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を敬遠することがないように、登録事業者への普及啓発を図ります。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、必要に応じ、登録事業者に対して、セーフティネット住宅の管理の状況に関する報告を求め、登録基準に適合しないと認める場合に必要な措置を取るよう指示するなど、適切に指導監督を行います。

4)賃貸住宅の適正管理の促進

- ・賃貸住宅の適正な管理を促進するため、計画的に修繕が実施されるよう必要な情報提供を行います。
- ・バリアフリーや耐震化、断熱性の向上等の改修工事に活用可能なセーフティネット住宅(専用住宅)の改修工事費補助に関する周知を行います。

③住まいと福祉が一体となって取り組む入居・居住支援の充実

1) 県居住支援協議会の取組の推進

- ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、空き家の活用や県居住支援協議会による情報提供の充実、住宅確保要配慮者の入居に対する家賃の金銭的保証や緊急時対応に対する家主の不安解消など円滑入居に向けた環境整備を促進します。
- ・県居住支援協議会は、県及び市町村、公的賃貸住宅を管理する者、宅地建物取引業者、社会福祉協議会、居住支援法人等で構成し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に関する必要な協議を行うなど、関係者の連携を図ります。
- ・市町村居住支援協議会の設立に向け、各市町村にて住宅確保要配慮者に対する相談対応を実施する機能の確立として、相談窓口の設立を促進します。
- ・市町村あるいは近隣市町村との連携による居住支援協議会設立の促進、県居住支援協議会との連携体制の構築を行います。
- ・地域包括ケアシステムの充実、さらには、地域共生社会の実現に向け、各分野が抱える課題を共有し、地域づくりや政策形成につなげていけるよう、幅広い関係団体と各市町村の居住支援協議会等※との積極的な連携を促進します。

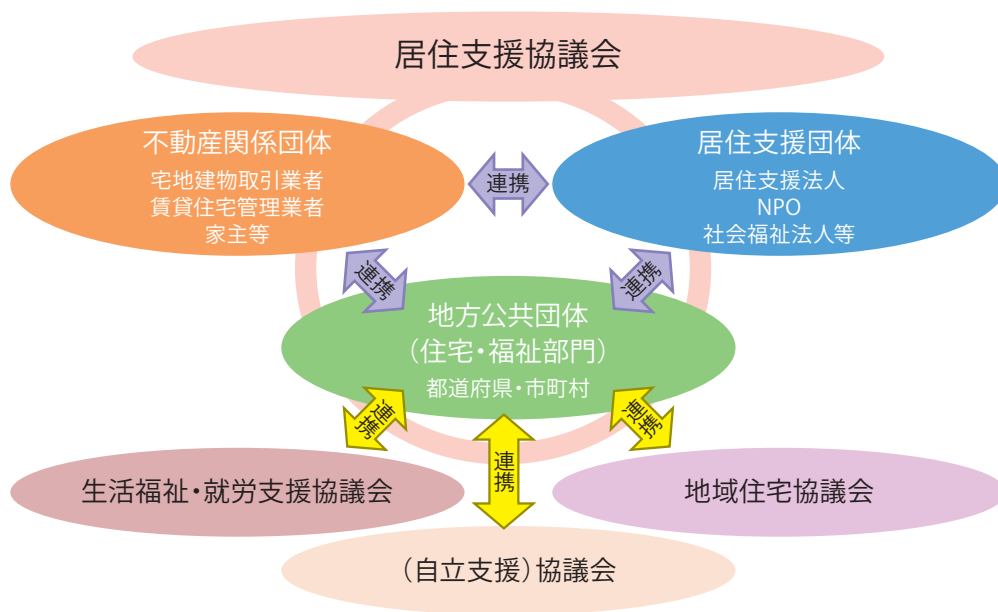
※居住支援協議会等とは、住宅確保要配慮者からの住まいの確保や生活支援に関する相談に対し、円滑に居住支援を提供することができる連携した団体のこと、また、同等の機能を有する連携体制のこと

地域共生社会

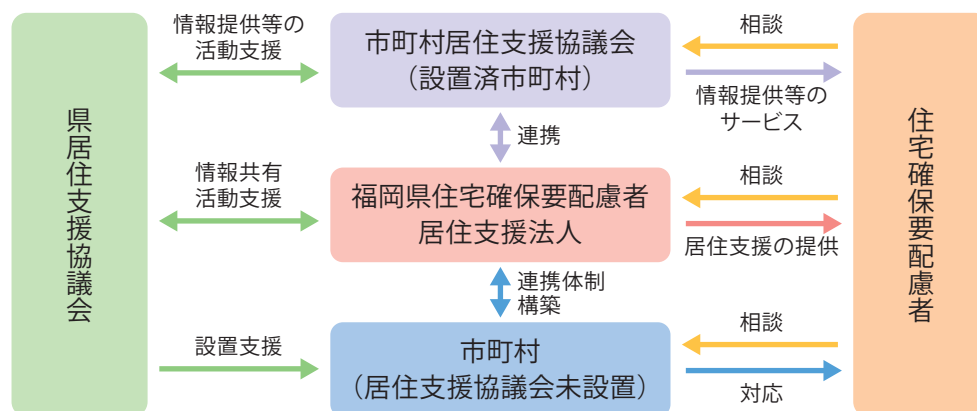
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



■居住支援協議会のイメージ



■居住支援協議会の役割分担のイメージ



2) 居住支援サービスの充実

- ・入居支援や生活支援を行うNPO法人等を住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人として指定し、住まい探し等の入居支援や見守り等の生活支援などの取組を促進し、民間賃貸住宅の借主と貸主双方の不安の軽減を図ります。
- ・居住支援法人の公正かつ適確な支援業務の実施を確保するため、住宅セーフティネット法に基づき、必要に応じ、居住支援法人に対する報告徴収、検査の実施、監督命令などの指導監督等を適切に行います。

3) 住宅扶助費の代理納付の促進

- ・住宅セーフティネット法に基づく登録事業者が提供するセーフティネット住宅に入居する生活保護受給者等の住宅扶助及び共益費は、原則、代理納付が適用されることなど制度の運用が適切かつ円滑に行われるよう、生活保護の実施機関への制度の周知に努めます。

4) 賃貸人への啓発、情報提供

- ・民間賃貸住宅において、住宅確保要配慮者が年齢や障がい、国籍等の理由によって入居が敬遠されることがないように、不動産業者や貸主に対し、リーフレットの作成や講習会の実施等を通じて、セーフティネット制度やその他関係法令の周知を図るとともに、居住支援法人との連携や住宅登録を促します。
- ・賃貸借に関する紛争を未然に防止できるよう、「賃貸住宅住まいの手引き」の普及を図ります。
- ・住宅確保要配慮者の入居促進のため、家賃滞納や残置物処理といった不安に対応した居住支援サービスについて、関係団体等と連携し、必要なサービスを安心して選択できる仕組みを検討するなど、認知度の向上や周知を図ります。
- ・家賃債務保証業者を選ぶ際の判断材料として活用されるよう、家賃債務保証業を適正に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する「家賃債務保証業者登録制度」について、不動産関係団体等と連携し、貸主・借主に対し、周知を図ります。
- ・今後、世帯数が減少すれば、古い民間賃貸住宅等から空き家・空き室が増加していくと考えられることから、計画的な維持管理が行われるよう、所有者や事業者に対して、情報提供や意識啓発に取り組めます。